

議案第111号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 小田原漁港交流促進施設
- 2 指定管理者 株式会社相州村の駅  
代表取締役 瀬上 恭寛  
小田原市早川一丁目15番地の12
- 3 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月29日提出

小田原市長 加藤 憲一